

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会
委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公印規程（昭和 34 年岩手県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印影の印刷)</p> <p>第 4 条 岩手県教育委員会、岩手県教育委員会委員長及び岩手県教育委員会教育長の公印の印影を印刷しようとするときは、<u>総務課総括課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(公印の亡失等)</p> <p>第 5 条 管守機関は、管守している公印を亡失又は損傷したときは、速やかに<u>総務課総括課長</u>に連絡し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>(印影の印刷)</p> <p>第 4 条 岩手県教育委員会、岩手県教育委員会委員長及び岩手県教育委員会教育長の公印の印影を印刷しようとするときは、<u>教育企画室長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(公印の亡失等)</p> <p>第 5 条 管守機関は、管守している公印を亡失又は損傷したときは、速やかに<u>教育企画室長</u>に連絡し、その指示を受けなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

公 印				管守機関	備 考
種 類	ひな型	印材	大きさ (ミリメートル)		
委員会印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 </div>	つげ	方 30 又は方 48	教育企画室長	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 員 教 岩 育 手 会 委 県 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 〇〇教育事務所専用 </div>				
委員長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 委 員 長 </div>	つげ	方 27	教育企画室長	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 員 員 教 岩 会 育 手 長 委 委 県 </div>				

教育長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 教 育 長 </div>	つげ	方 27	教育企画室長	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 育 員 教 岩 会 育 手 長 教 委 県 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 教 育 長 ○○教育事務所専用 </div>	つげ	方 27	教育事務所長	許可・通知用（教育事務所の管轄区域に所在する教育機関が使用する場合を含む。）
室課の長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 事 務 局 ○ ○ ○ ○ 室 長 </div>	つげ	方 23	室長	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 教 育 委 員 会 事 務 局 ○ ○ ○ ○ 総括課長 </div>	つげ	方 23	総括課長	
教育事務所長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ○ ○ ○ 教 育 事 務 所 長 </div>	つげ	方 23	教育事務所長	
学校印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 立 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 学 校 </div>	つげ	方 48	校長	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 立 こ ま く さ 幼 稚 園 </div>	つげ	方 48	園長	
校長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 立 ○ ○ ○ ○ 学 校 長 </div>	つげ	方 23（分校にあっては、方 21）	校長（分校にあっては、分校の副校長）	

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 立 こ ま く さ 幼 稚 園 長 </div>	つげ	方 23	園長	
学校以外の教育機関印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 立 ○ ○ ○ ○ セ ン タ ー </div>	つげ	方 27	センター所長	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 立 ○ ○ 館 </div>	つげ	方 27	館長	
学校以外の教育機関の長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 立 ○ ○ ○ セ ン タ ー 所 長 </div>	つげ	方 23	センター所長	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩 手 県 立 ○ ○ 館 長 </div>	つげ	方 23	館長	
附属機関（岩手県社会教育委員を除く。）印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> （附属機関 名） 長 </div>	つげ	方 27	室課の長又は館長	

備考 印刻文字の最後に「印」又は「之印」の文字を加えても差し支えないものとする。

改正前	改正後												
別記様式（第2条関係） [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">印 刻 文 字</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">公 印 番 号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> [略]	印 刻 文 字		公 印 番 号		[略]				別記様式（第2条関係） [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">印 刻 文 字</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> [略]	印 刻 文 字		[略]	
印 刻 文 字		公 印 番 号											
[略]													
印 刻 文 字													
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

- 1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に使用している公印は、この訓令による改正後の岩手県教育委員会公印規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により調製した公印とみなす。
- 3 この訓令の施行前にこの訓令による改正前の岩手県教育委員会公印規程の別記様式により作成された公印台帳は、改正後の規程の別記様式により作成されたものとみなす。